

稚内中学校改築基本方針

令和3年2月15日

1 北地区小中学校（稚内中央小学校・稚内中学校）の現状及び歴史的背景

稚内中央小学校は、昭和41年に明治22年開校の稚内小学校と、同校分校から大正15年に独立した北小学校が統合した学校である。また、稚内中学校においては、昭和22年に開校した稚内初の中学校であり、北地区の小中学校は、稚内市の教育の発祥の地とも言え、歴史・文化・伝統のある学校である。

現在の北地区の学区は、沖合底引網漁業や、水産加工業の発展により、かつて中央小学校が日本一の児童数を誇っていたが、200海里による人口の流出や、新興住宅地への移動により、現在では小中学校ともに1学年1学級と児童生徒数が減少している。

地域の特徴として、北地区では子育てに関する協力体制が古くから盛んであり、「学校のため協力したい」という雰囲気は地域の中にあり、小学校のスクールガードなどを含め、積極的に子どもとの関わりを持とうとする状況が歴史的に受け継がれている。

校舎については、稚内中央小学校は平成10年に建築し、新建築耐震基準を満たした校舎となっているが、稚内中学校は、校舎が昭和47年に、体育館は昭和49年に完成し、通称「かまぼこ校舎」と呼ばれる校舎に至っては昭和36年完成と、長年の経年劣化による老朽化が著しく、稚内市内で唯一、耐震化未実施の学校であることから、改築が急務な学校である。

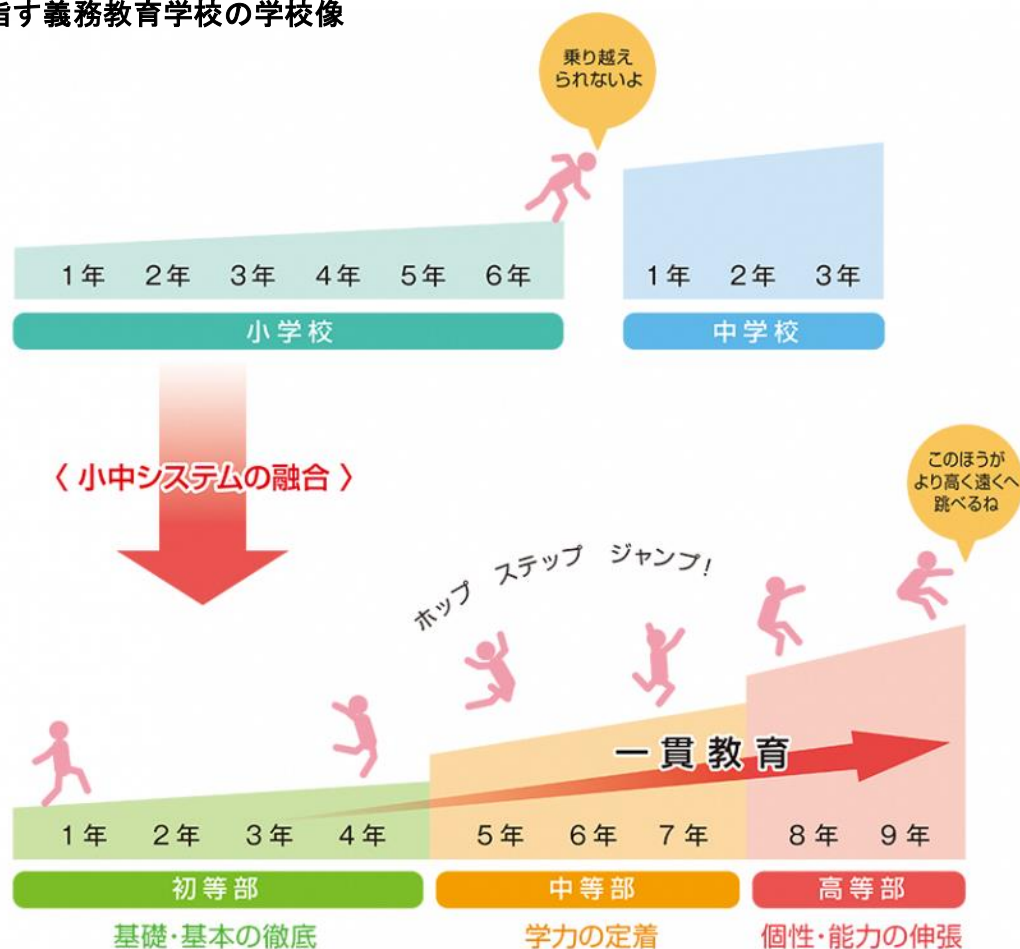
2 今後の方向性について

令和2年7月30日に設立した、教育長の私的諮問機関である「稚内中学校改築に伴う北地区小中学校等在り方検討会」の中間答申では、「北地区では稚内中央小学校と稚内中学校の児童生徒が減少している状況のなか、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しており、9年間の小中一貫した教育が重要である」とされ、「稚内中学校を稚内中央小学校の隣接地に移転改築し、小中一貫の新たな形である『義務教育学校』の開校に向けて、子どもたちを長期的に見守る環境づくりが重要である」との答申を受けたところである。

これまで本市では、「稚内市学校教育推進計画」に基づき、「小中連携から小中一貫へ」を基本理念に取り組みを行ってきたが、具体的な成果が表れていない現状にある。

稚内中学校の改築にあたっては、義務教育期間の9年間に、どのような子どもに育てたいか、義務教育の最終年齢である15歳の段階で、どのような姿を目指すかをイメージできる義務教育学校の開校を目指すこととする。

3 目指す義務教育学校の学校像



学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
(9年制)	9年間の一貫した教育								
教育課程の区分	前期課程 (小学校学習指導要領)						後期課程 (中学校学習指導要領)		
4-3-2制	初等部				中等部		高等部		
目標	基礎期 (基礎・基本の徹底)				充実期 (学力の定着)		発展期 (個性・能力の伸張)		
指導形態	学級担任制				一部教科担任制		教科担任制		
部活動					部活動参加		部活動		

4 稚内中学校改築の基本方針

(1) 改築場所について

- ・ 稚内中学校の改築場所は、稚内中央小学校、宝来テニスコート、稚内市体育館、旧社教センター北分館を含んだ市有地とする。
- ・ 改築する新校舎の敷地は、稚内中央小学校の既存グラウンドに原則重ならないものとする。ただし、優れた費用対効果が見込まれる場合はこの限りではない。

(2) 校舎改築について

- ・ 稚内中学校改築後、稚内中央小学校と一体となった小中一貫校（義務教育学校）への移行を踏まえた学校づくりとし、稚内中央小学校の空き教室を利活用する。
- ・ 完了後、年度途中で稚内中学校生徒が新校舎に移動し学習をすることを前提とし、完了翌年度に小中一貫校（義務教育学校）を開校できるスケジュールとする。（スケジュールは別紙のとおり）
- ・ 小中一貫校（義務教育学校）移行後、児童生徒・教職員組織が一体となることから、児童生徒・教職員がスムーズに教育活動等を進められる校舎とする。
- ・ 総合福祉センターの老朽化を踏まえ、学童保育所は稚内中央小学校内へ移動する。（令和4年度改修工事、令和5年度供用開始を予定）また、児童館は当該建設区域外への移動を前提とする。

(3) 稚内市民体育館について

- ・ 中学校等各競技の規模の大きな大会を開催する際は、稚内中央小学校及び改築した稚内中学校の両体育館の同時開放を前提とすることから、スムーズな人の動きが確保され、また効率の良い大会運営が可能になるような体育館の配置とする。
- ・ 稚内市体育館は、解体を踏まえた計画とする。解体にあたっては、利用している団体等については、既存の稚内中央小学校の屋内体育館と、改築した稚内中学校の屋内体育館を含めた、開放利用を検討し、支障のない時期の解体とする。


5 稚内中学校跡地について

稚内中学校を稚内中央小学校の隣接地に移転改築することで、約 25,000 m²ある稚内中学校跡地を宅地分譲や、施設誘致など、北地区の活性化に繋がる様々な有効活用が考えられる。

稚内市全体の課題として、今後も検討が必要である。

(参考)

稚内中学校生徒数及び中央小学校児童数 推移（見込）

								義務教育学校 		
小中区分	学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
中央小学校	1年生	30人	27人	23人	21人	29人	21人	22人	22人	22人
	2年生	30人	30人	27人	23人	21人	29人	21人	22人	22人
	3年生	35人	30人	30人	27人	23人	21人	29人	21人	22人
	4年生	39人	35人	30人	30人	27人	23人	21人	29人	21人
	5年生	38人	39人	35人	30人	30人	27人	23人	21人	29人
	6年生	28人	38人	39人	35人	30人	30人	27人	23人	21人
		200人	199人	184人	166人	160人	151人	143人	138人	137人
稚内中学校	1年生	27人	28人	38人	39人	35人	30人	30人	27人	23人
	2年生	39人	27人	28人	38人	39人	35人	30人	30人	27人
	3年生	33人	39人	27人	28人	38人	39人	35人	30人	30人
		99人	94人	93人	105人	112人	104人	95人	87人	80人
計		299人	293人	277人	271人	272人	255人	238人	225人	217人

※令和8年度までの小学校1年生の人数については、令和2年7月27日時点の校区内幼児数より算出。令和9年度以降は令和8年度と同数値とした。